

学校ネットワークシステム再構築等賃貸借  
仕様書

令和7年5月

名張市教育委員会

## 1. 業務名

学校ネットワークシステム再構築等賃貸借

## 2. はじめに

本仕様書は、名張市教育委員会（以下「発注者」という）が利用しているネットワーク機器、情報系サーバー及び関連システムの（以下「本システム」という）再構築等にかかる賃貸借（以下「本賃貸借」という）の仕様について記載をする。

## 3. 目的

令和2年度に導入した本システムは、運用開始から5年を迎え、現行システムの老朽化に加え、ハードウェアの保守期限を迎えることから文部科学省による「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」および「GIGAスクール構想」に準拠した、最新環境への更新とシステムの再構築を実施する。また、本業務にて更改する本システムは、今年度別途調達を予定している第2期GIGA構想にて整備される、学習系端末および各種ソフトウェアの運用保守を一体化した契約形態にすることにより、より効率的な運用およびコストダウンを図ることを目的とする。

## 4. 賃貸借の範囲

### (1) 再構築に係る賃貸借

- ・システムの引継ぎ
- ・全体・詳細設計
- ・ネットワークの整備・構築
- ・情報系サーバーおよび関連システムの構築・設定
- ・校務系端末の調達および環境設定

### (2) その他

- ・本システムの運用・保守
- ・今年度別途調達予定の学習系機器及びソフトウェアの運用保守

## 5. 構築期限および契約期間

契約期間：契約日から令和12年12月31日まで

構築期限：令和7年12月31日まで

賃貸借期間：令和8年1月1日～令和12年12月31日

※契約日から令和7年12月31日までは準備期間のため、費用の支払いはありません。

## 6. システムについて

本システムの提供に際しては、令和7年3月に公表された「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」を基に、クラウドサービスの活用を前提として設計をしている。受注

者の基本方針として、セキュリティ対策を重視し、プライベートクラウド環境における IaaS (Infrastructure as a Service) サービスの利用を想定した構成が検討している。また、この構成は、教育情報セキュリティポリシーガイドラインに示されたセキュリティ要件を満たすことを前提としており、今後の環境整備に関しても、十分な拡張性を持たせることを目的としている。これにより、教育現場の変化や技術的な進展に柔軟に対応し、長期的な視点での安定した運用が可能となる。システムは、教育情報のセキュリティを確保しつつ、効率的かつ効果的なシステムの実現をすることを目指している。

## 7. 賃貸借にかかわる主なサービス内容

### 7-1 学校ネットワークシステム

#### 7-1-1 基本事項

受注者は本システムに必要なデータセンター（以下、「DC」）、IaaS サービス及び機器等（ハードやソフトその他サービスを提供するのに必要な一切を含む）を提供すること。当該 DC は、本サービスを実施するうえで必要とされる各種要件を満たしていること。クラウドサービス等、受注者以外の DC に設置されたサービスを利用する提案を行う場合は、当該 DC が下記の要求事項を満たしていることを受注者の責任において保証すること。また、発注者の閉域網ネットワークと DC をつなぐ回線を用意すること。

#### 7-1-2 ネットワーク構成

受注者は、本システムに最適な方式を導入すること。児童・生徒の個人情報や成績情報などの機密情報の漏洩、セキュリティの観点から校務系と学習系は、分離したネットワーク環境を想定している。

#### 7-1-3 ネットワーク管理

ルーティング、アクセス制御など、適切に状況を把握するための管理を行うこと。その他、本事業の目的に従い、適切なネットワーク管理を行うこと。

#### 7-1-4 機器管理

現状、発注者にて利用している各種機器の継続利用をする場合は、提供する DC に機器を設置すること。なお、機器の移設が必要になる場合は、関わる費用も本事業に含めること。

#### 7-1-5 DC 所在地

本システムを提供する DC は三重県内に所在していること。

#### 7-1-6 ネットワーク機器

上記のネットワークシステムの提供に当たっては、下記の機種にて構築すること。また、契約期間中のハードウェア保守も本賃貸借に含むものとする。

<ネットワーク機器>

① センタースイッチ

内容	メーカー	型番	数 量
Catalyst 9300L 24p data、Network Essentials 4x10G Uplink	CISCO	C9300L-24T-4X- E	2 式
C9300L Cisco DNA Essentials、24-port、 5 Year Term license	CISCO	C9300L-DNA-E-24- 5Y	2 式
Smart Net Total Care 8x5xNBD 平日 9-17 時受付/翌営業日着/先出しセンドバック	CISCO	CON-SNT- C92TXELO	2 式
10GBASE-SR SFP Module	CISCO	SFP-10G-SR=	2 式
Cisco Catalyst 9300L Stacking Kit	CISCO	C9300L-STACK- KIT=	2 式

② 基幹スイッチ

内容	メーカー	型番	数 量
Catalyst 1300 24-port GE、4x10G SFP	CISCO	C1300-24T-4X	2 式
Smart Net Total Care 8x5xNBD 平日 9-17 時受付/翌営業日着/先出しセンドバック	CISCO	CON-SNT- C1300T24	2 式
10GBASE-CU SFP+ Cable 1 Meter	CISCO	SFP-H10GB-CUIM=	2 式

③ リモート接続用ルーター

内容	メーカー	型番	数 量
ギガアクセス VPN ルーター	YAMAHA	RTX1220	2 式
RTX1220 先出しセンドバック保守 5 年	YAMAHA	YH-RTX1220-FD- 5Y	2 式
ラックマウントキット (RTX1210、RTX1220 用)	YAMAHA	YRK-1210	2 式

④ ファイアウォール

内容	メーカー	型番	数 量
FortiGate 200F UTP バンドル版 5 年パック (AV/IPS/Web フィルタ/スパム+FortiCare)	Fortigate	FG-200F-BDL-5Y	2 式
FortiGate 200F 平日先出しセンドバック保守 1 年	Fortigate	CP-FG200F-FD	2 式
SFP SFP+SR Transceiver Module	Fortigate	FN-TRAN-SFP+SR	4 式
FN-TRAN-SFP+SR 平日先出しセンドバック保守 1 年	Fortigate	CP- FNTRANSFP+SR-FD	4 式

10G 光パッチコード GI50 OM3 2 芯メガネ LC-LC 3m アクア	アルプ システムズ	ALP-2G5/10G- LC/LC-3M	2 式
---	--------------	--------------------------	-----

## 7-2 仮想サーバー (Iaas サービス)

### 7-2-1 仮想サーバー

各種システム・サービスが稼働するための環境を仮想等の最新技術を用いた構成にて構築すること。システム及びサービス停止を最小限にとどめ、継続性を維持するために必要な冗長性を有すること。

### 7-2-2 提供システム

本仮想サーバー(Iaas サービス)では、以下のシステムの利用を想定している。各システムの要求する要件、リソースに応じた環境の構築、設定をし、必要となるソフトウェアも本調達に含めること。また、必要に応じて既存システムからの移行を実施すること。

<提供システム>

#### ① Active Directory (以下、AD)

ネットワークに接続される全ての端末およびユーザを管理するサーバーを構築すること。  
想定リソース：【CPU：2vCPU/メモリ：4GB/ストレージ：100GB/OS：WindowsServer】

- ① 正/副 2 台を構築し、冗長化構成とすること。
- ② Windows Server の Active Directory 機能を利用すること。
- ③ 全ての端末を管理可能なスペックで構成すること。
- ④ 既存ドメインに参加させること。
- ⑤ 新 Active Directory サーバーをドメインに参加後、既存の Active Directory サーバーは降格させること。
- ⑥ 構築時点での最新のサービスパックおよびセキュリティパッチを適用すること
- ⑦ ウイルス対策ソフトを導入すること。

#### ② ファイルサーバー

各学校から教職員および児童・生徒が利用可能なファイルサーバーを構築すること。

- ① 利用可能な保存容量を 6TB 以上準備すること。
- ② 各学校から共有フォルダへアクセスする際にストレスなく利用できるスペックで構成すること。
- ③ Active Directory サーバーで稼働させることも可能とする。
- ④ 既存ファイルサーバーのデータを移行すること。
- ⑤ フォルダ構成・アクセス権・容量制限は現行の設定を引き継ぐこと。
- ⑥ 構築時点での最新のサービスパックおよびセキュリティパッチを適用すること。

- ⑦ ウイルス対策ソフトを導入すること。

### ③ DNS サーバー

ネットワークに接続される全ての端末が利用する DNS サーバーを構築すること。

※AD サーバーと兼用を可とする。

- ① 正/副 2 台を構築し、冗長化構成とすること。
- ② Windows Server の DNS サーバー機能を利用すること。
- ③ 全ての端末を管理可能なスペックで構成すること。
- ④ Active Directory サーバーで稼働させることも可能とする。
- ⑤ 既存 DNS サーバーの設定を引き継ぐこと。
- ⑥ 構築時点での最新のサービスパックおよびセキュリティパッチを適用すること。
- ⑦ ウイルス対策ソフトを導入すること。

### ④ DHCP サーバー

校務用パソコン等で利用する DHCP サーバーを構築すること。

※AD サーバーと兼用を可とする。

- ① 正/副 2 台を構築し、冗長化構成とすること。
- ② Windows Server の DHCP サーバー機能を利用すること。
- ③ 全ての端末を管理可能なスペックで構成すること。
- ④ Active Directory サーバーで稼働させることも可能とする。
- ⑤ 既存 DHCP サーバーの設定を引き継ぐこと。
- ⑥ 構築時点での最新のサービスパックおよびセキュリティパッチを適用すること。
- ⑦ ウイルス対策ソフトを導入すること。

### ⑤ プリンタサーバー

校務用パソコン等で利用するプリンタサーバーを構築すること。

※AD または、ウイルス対策サーバーでの稼働も可とする。

- ① サーバー 2 台を構築すること。
- ② 登録するプリンタは協議の上、決定することとする。
- ③ 構築時点での最新のサービスパック及びセキュリティパッチを適用すること。
- ④ ウイルス対策ソフトを導入すること。

### ⑥ ウイルス対策サーバー

ネットワークに接続される全ての端末のウイルス対策を実施するサーバを構築すること。

想定リソース：【CPU：2vCPU/メモリ：12GB/ストレージ：1000GB/OS：

## WindowsServer】

- ① サーバー1台を構築すること。
- ② TRSL Trend Micro ウイルスバスター コーポレートエディション Plus を利用することとし、契約期間中のライセンス更新も行うこと。
- ③ 全ての端末を管理可能なスペックで構成すること。
- ④ ウイルス対策の定義ファイルはインターネットより自動で取得し全ての端末へ配信が可能なこと。
- ⑤ 構築時点での最新のサービスパック及びセキュリティパッチを適用すること。
- ⑥ ウイルス対策ソフトを導入すること。

## ⑦ WSUS サーバー

ネットワークに接続される全ての端末に Windows 更新プログラムを配信するサーバーを構築すること。

※ウイルス対策サーバーと兼用を可とする。

- ① サーバー1台を構築すること。
- ② Windows Server の WSUS サーバー機能を利用すること。
- ③ 全ての端末を管理可能なスペックで構成すること。
- ④ 更新プログラム保存先ディスク容量は 1TB 以上とすること。
- ⑤ 構築時点での最新のサービスパック及びセキュリティパッチを適用すること。
- ⑥ ウイルス対策ソフトを導入すること。

## ⑧ グループウェアサーバー

各学校から教職員が利用可能なグループウェアサーバーを構築すること。

想定リソース：【CPU：2vCPU/メモリ：8GB/ストレージ：500GB/OS：WindowsServer】

- ① サーバー1台を構築すること。
- ② ディスク容量 500GB 以上とする。
- ③ Desknet's NEO を利用すること。  
※ユーザー数は、700 ユーザー、既存ライセンスを活用し、ライセンス更新も本契約にて行うこと。
- ④ 既存グループウェアサーバーのデータを移行すること。
- ⑤ 構築時点での最新のサービスパック及びセキュリティパッチを適用すること。
- ⑥ ウイルス対策ソフトを導入すること。

## ⑨ メールサーバー（外部/内部）

各学校から教職員が利用可能なメールサーバーを構築すること。

想定リソース：

内部【CPU：1vCPU/メモリ：2GB/ストレージ：50GB/OS：Red Hat Enterprise Linux】

外部【CPU：1vCPU/メモリ：2GB/ストレージ：1150GB/OS：Red Hat Enterprise Linux】

- ① サーバー2台を構築すること。
- ② Red Hat Enterprise Linux を利用すること。
- ③ 各学校職員からメールサーバーへアクセスする際にストレスなく利用できるスペックで構成すること。
- ④ 既存メールサーバーのデータを移行すること。
- ⑤ 既存メールサーバーの設定を引き継ぐこと。

また、本仮想サーバー群とは別に「学習系ネットワーク」における校内通信ネットワークにて整備されている無線 LAN アクセスポイントを統合管理できる環境を構築すること。本システムについては、学習系ネットワークでの利用、外部からの管理、アクセスが想定されることから、パブリッククラウド上に構築しても構わない。

既存システム：【フルシステムズ：UNIFAS Managed server】

7-3 校務用端末 台数：492 台

◆校務用端末仕様 【参考機種：Dynabook B55/LY（型番：A6BWLYLC5E1A）】

項目	要件
筐体	ノート型
OS	Microsoft Windows 11 Pro (64bit)
CPU	Intel Core i5 1334U 以上搭載モデル (Ryzen、Intel 12 世代は不可)
メモリ	16GB 以上
ストレージ	SSD 256GB 以上
ディスプレイ	15.6 インチ フル HD 液晶ディスプレイ
ネットワーク	有線：10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 以上 無線：Wi-Fi 6E(IEEE802.11ax)(2.4Gbps)+IEEE802.11ac/a/b/g/n
光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ内蔵 (外付けは、不可)
I/F	・RGB×1、HDMI×1 ・USB3.2 (Gen1) Type-A コネクタ×3 以上 ・USB4 Type-C コネクタ×1 以上 (充電対応可)
マウス	光学式ホイールマウス

その他	本設定に必要なソフトウェア等は、本調達に含めること。
保証	機器の標準保証とする。

<特記事項>

既存校務端末 550 台のうち、約 80 台は、現行端末の賃貸借契約終了後、再リースして継続利用予定。

7-4 ソフトウェア

サブスクリプション型や年間サポート型のライセンスの場合、契約期間中のライセンス更新費用も含めること。

内容	メーカー	型番	数量
【SiCSP 教育機関専用】 Office LTSC Standard 2024	Microsoft	DG7GMGF0PN5D0001/E	550 式
TRSL Trend Micro ウイルスバスター コーポレートエディション Plus 更新 アカデミック F(500-999)	トレンドマイクロ	OTOTMMJAXLCULRB3A1F	600 式
Red Hat Enterprise Linux Server Standard (Physical or Virtual Nodes)5Y	REDHAT	RH00004F5	1 式
desknet's NEO 年間サポート 700 ユーザー	ネジジャパン	NNEOJMLMTB700	1 式

<端末設定>

発注者と協議した内容を設定仕様書に記載し提出すること。

主な設定内容としては、以下に示すとおりとする。

- ① 発注者が指示する基本設定をすること。
- ② WindowsUpdate を必要に応じて実施すること。
- ③ ネットワークに接続するために必要な設定をすること。
- ④ 発注者が指定する条件に基づき、ソフトウェアのインストールおよび設定をすること。
- ⑤ 上記 492 台のほか、令和 5 年度に導入した既設 Windows 10 Pro のパソコン 58 台を Windows 11 に再設定し、校務系ネットワークにて利用可能な状態にすること。

7-5 校務DX推進、校務支援ソフトウェア

サブスクリプション型や年間サポート型のライセンスの場合、契約期間中のライセンス更新費用も含めること。

内容	メーカー	型番	数量
----	------	----	----

teforu（自治体プラン）	Classi		19 校
百花繚乱（中学校のみ）	シンプル Eデューション		5 校

## 8. 運用・保守

3.目的でも示したように、本賃貸借では、校務系、学習系のネットワーク、端末及び各種システムの統合型の総合運用保守サポートの導入を行い、効率的かつ円滑なサポートの充実が必要である。

以下に示す、各要件を満たす運用保守サポートを実施すること。

### 8-1 運用体制

本賃貸借の運用における体制、計画要員について提示すること。なお外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。また、名張市内に1名以上の保守要員が常駐し、必要に応じ現場対応を行い、障害・不具合の早期解決に努めること。

### 8-2 校務系学校ネットワークシステム運用保守要件

本ネットワークシステムの運用・保守において事業者は下記要件を満たすこと。

#### 8-2-1 ネットワークシステム保守

本賃貸借範囲のネットワークシステムを継続かつ安全に稼働させるために必要となる保守作業を行うこと。また、保守作業の詳細を示すこと。

#### 8-2-2 ハードウェア保守

本賃貸借範囲のネットワークシステムを継続かつ安全に稼働させるために必要となる機器に関する保守を行うこと。また、ハードウェア保守に関する詳細な保守内容を示すこと。

#### 8-2-3 サーバシステム保守

本賃貸借で導入する各サーバシステムの継続かつ安全に稼働させるために必要となる保守作業を行うこと。また、保守作業の詳細を示すこと。

### 8-3 学習系端末及びネットワークシステム運用保守要件

#### 8-3-1 運用保守サポート窓口

専用の問い合わせ窓口を設置し、ICT機器の利用にあたり、校内無線ネットワーク及びタブレット端末等の通常利用が困難な事象が起きた時に、原因を解明するとともに、速やかに復旧するように迅速に対応すること。また、契約期間中、平日（土日・祝・年末年始を除く）の電話等対応時間は、8時30分から17時までとし、土曜授業等（年4回程度を

想定)についても、連絡が取れる体制を構築すること。

#### 8-3-2 一次診断、障害復旧・修理

故障・不具合の連絡を受けた際には、1時間以内に迅速な対応を開始すること。その際、障害内容の一次診断を行うとともに、必要な対策を講じること。また、障害内容や発注者及び各学校の要求に対して、電話、リモート、オンサイト等で必要な対応を実施すること。

##### ア. ネットワーク対応

今回のGIGAスクールでの無線LAN環境整備にあたり、「無線LAN統合管理システム」を構築し、システム等にて遠隔管理をしており、その障害内容等に応じて、リモート、オンサイト、修理等の対応を行っているが、別途同様のシステムを構築し状況に応じ、リモート、オンサイトにて修理等の対応を行うこと。なお、現在の「無線LAN統合管理システム」は既存ネットワーク運用保守事業者である株式会社松阪電子計算センターが整備構築をしており、同社の合意を得ることができれば再委託をすることは拒まない。

##### イ. 端末対応

今回のGIGAスクールでの端末導入にあたり、MDM(モバイル端末管理システム)を導入しており、システムにて状態を確認の上、リモート、オンサイト等で必要な対策を講じること。また、即時の対応が困難な場合は発注者の予備機により対応することとする。修理作業を実施する場合は、管理シールの貼り付け、環境の再設定など、すぐに使用できるように修理前の設定を行い早期に納入すること。

##### ウ. アプリケーション対応

導入アプリケーション等が正常に稼働しない場合、再設定や再インストールなど迅速に必要な対策を講じること。また、その際、登録済みのデータの消滅、破損などが発生しないよう、細心の注意を払って作業を実施すること。

#### 8-3-3 修理

製品保証期間の満了や保証対象とならない修理が必要な事案が発生した場合は修理費用の見積書を発注者に提示し了解を得て修理を行うこと。なお、修理にかかる費用は別途精算する。

#### 8-3-4 インターネット接続サポート

タブレット端末等がインターネットに正常に接続できない事象が発生した場合は速やかに原因を解明し、復旧に向けて迅速に対応すること。なお、インターネット回線は株式会社松阪電子計算センターのデータセンターで集約し各学校へ(株)アドバンスコープの専用線で引き込みを行っており、上記の「一次診断」にて上位回線にて不具合があると判断

した場合は、同2社と連携を図り再委託するなど、速やかに復旧するよう対策を講じること。

#### 8-3-5 端末・ユーザー情報の管理およびメンテナンス

端末、ソフトウェアの円滑な利用に際して、必要な管理、メンテナンスを実施すること。

ア.タブレット端末は、それぞれ端末管理番号を付番、既存 MDM にて一括管理を行うこと。

イ.端末のネットワーク接続は、不許可端末がアクセスポイントに接続できないよう MAC 登録をすること。

ウ.現在の管理対象は、MDM、MAC 登録、ロイロノート、Apple school manager、Google アカウント（一部）であるが、ほかに必要なアプリケーションの追加や変更に応じて同様に管理・メンテナンスを行うこと。

エ.導入ソフトウェアは、必要に応じて個人名、学年、クラス等のユーザー情報や ID パスワードを登録して運用・管理を行うこと。

オ.MAC 登録は、「無線 LAN 総合管理システム」にて登録を行っているため、現在のシステム構築者である株式会社松阪電子計算センターの合意を得れば再委託することを拒まない。

#### 8-3-6 年次、日次異動サポート

入学、卒業、進級に伴う年次更新や転校に伴う日時の異動に対して、上記 6-5 で示す端末・ユーザー情報のメンテナンスを実施すること。

#### 8-3-7 アプリケーションの追加・削除

初期導入アプリケーションは、別途受注者決定後、該当ソフトウェアを開示する。今後の学習において各学校で必要とされるソフトウェアの追加および削除は各学校からの申請に基づき、対応すること。またその際の情報を月次報告にて発注者に報告すること。

#### 8-3-8 タブレット端末利用サポート

タブレット端末および導入アプリケーションの利用に際して、操作方法や活用方法について丁寧なサポート及びアドバイスを行うこと。

#### 8-3-9 通信量の監視

ICT 教育の推進により一人一台端末の利用が日常化し、データ通信量の増加等により通信速度の低下が懸念されることから、各学校の通信状況及び全体の通信量を常時監視し適時、発注者へ報告すること。（インターネット回線※株式会社アドバンスコープからの引込み場所は、株式会社松阪電子計算センター 通信速度 10Gbps）

#### 8-3-10 学校DX推進、学習支援サポート

受注者は、発注者、各学校の要望に対して、各学校を巡回するなど、学校DX推進運用サポートに関する要望等を聞き取り、真摯に対応すること。また、巡回時に各学校から学校DX推進の依頼や学習サポートの要望があった際には誠実に対応すること。

##### 【学校DX推進、学習支援サポート】

※対象は市内全小中学校。各学校の割り振りや日数等は習熟度などにより異なることが想定されるため回数、時間等は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

#### 8-3-11 セキュリティ対策

児童生徒が不適切な情報や危険なサイトにアクセスすることがないように導入するフィルタリングソフト等にて適切な設定・管理・運用を行うこと。また、発注者及び学校からフィルタリングの設定変更の依頼があった際は利用者への影響、セキュリティ上の問題、ネットワークへの影響、教育的観点から児童生徒への影響を事前に確認したうえで設定を行うこと。

#### 8-4 報告書・FAQ

各学校からの問合せ内容、修理対応や追加したアプリケーションは、データベース化し、毎月10日を目安に発注者に報告すること。また、FAQなど学校運営に有用な情報については、教職員が共有して閲覧可能な環境を構築すること。

#### 8-5 その他

##### 8-5-1 担当者会議

必要に応じて、発注者および各学校の情報教育担当者が開催する情報教育推進会議等に参加し、名張市のICT教育の推進に協力すること。

##### 8-5-2 想定される作業ボリューム

8-3 で示す運用保守サポート業務は、教職員の習熟度や利用アプリケーションの増減機器の劣化等においてそれぞれの作業ボリュームの変化が想定されることから、その状況に応じて適宜調整すること。別紙にて、発注者にて想定する年次の作業ボリュームを明示するので、参考として費用の算出をすること。ただし、あくまでも入札時点での想定参考値であり、実績値の増減による費用の増加は、原則認めないものとする。

#### 8-6 機器管理対応

##### (1) 機器構成管理

学校にて利用するパソコン及び関連機器・装置の種別やメーカー、型番、導入時期、設定等を網羅した構成管理を行うこと。

##### (2) 機器故障対応

校務パソコン及び学習用タブレット端末のほか、関連機器・装置の修理が必要かどうか判断を行うこと。修理が必要な場合、発注者へ報告すること。

## 9. その他

### 9-1 基本情報

- ① 本システムを利用する教職員数は、600名、児童生徒数は、5412名予定している。
- ② 各学校の所在地および校務用端末配布予定台数は下記のとおり。

学校名	所在地	端末台数
名張小学校	丸之内 55 番地	30
蔵持小学校	蔵持町原出 338 番地	15
薦原小学校	薦生 1595 番地	13
比奈知小学校	下比奈知 1422 番地	21
美旗小学校	新田 117 番地 2	27
箕曲小学校	夏見 351 番地	13
錦生赤目小学校	赤目町檀 116 番地	18
桔梗が丘小学校	桔梗が丘 3 番町 2 街区 67 番地	31
桔梗が丘南小学校	桔梗が丘 5 番町 12 街区 38 番地	19+5 事務室
桔梗が丘東小学校	桔梗が丘 7 番町 1 街区 86 番地	17
つつじが丘小学校	つつじが丘北 3 番町 5 番地	34
すずらん台小学校	すずらん台東 3 番町 219 番地	14
梅が丘小学校	梅が丘北 1 番町 340 番地	23
百合が丘小学校	百合が丘東 9 番町 1 番地	27
名張中学校	丸之内 15 番地	45
赤目中学校	箕曲中村 219 番地	32
桔梗が丘中学校	桔梗が丘 7 番町 1 街区 1926 番地 1	40
北中学校	美旗中村 2380 番地	32
南中学校	つつじが丘南 1 番町 241 番地	27
教育委員会（予備機）	指定場所とする	9
	計	492 台

### 9-2 計画・打ち合わせ

受注者は、主要なフェーズに入る前にその作業や手法等を示した計画書および日程表を示し、発注者の承認を得てから当該フェーズを開始すること。また、当該フェーズの終了時には完了報告を行い、発注者の承認を得てから当該フェーズを完了すること。

## 10. 成果物

下記の成果物を納品すること。

1. プロジェクト計画書
2. 設定仕様書
3. ソフトウェアライセンス証書
4. 運用保守体制図
5. 業務完了報告書

## 11. 守秘義務

受注者は、本貸借において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本貸借の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

## 12. その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。

## 情報セキュリティ遵守特記事項

### (趣旨)

**第1条** この情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）は、契約約款の特記条項として、本市の情報資産を取り扱う業務、情報通信ネットワーク若しくは情報システムの開発若しくは保守又は電子計算機処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）の契約に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

**第2条** この特記事項における用語の意義は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び名張市情報セキュリティに関する規程（令和4年名張市規程第4号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重要情報 次に掲げる情報をいう。

- ア 個人情報
- イ 特定個人情報
- ウ 個人情報保護法第78条第1項に規定する不開示情報若しくは名張市個人情報保護法施行条例（令和4年名張市条例第16号）第3条又は名張市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年名張市条例第23号）第20条に規定する不開示情報
- エ 法令（名張市行政手続条例（平成13年名張市条例第26号）第2条第2号に規定する法令又は同条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により守秘義務を課せられている情報
- オ アからエまでに掲げるもののほか、本市（以下「発注者」という。）が指定する情報

(2) 委託業務 この契約による業務をいう。

### (基本的事項)

**第3条** この契約により発注者から業務を受託し、情報（重要情報及び重要情報以外の情報をいう。以下同じ。）を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、個人情報保護法、番号法、名張市個人情報保護法施行条例、名張市議会の個人情報の保護に関する条例、名張市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（令和4年名張市規程第5号）その他関係法令及び名張市情報セキュリティポリシーを遵守し、委託業務を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、発注者の業務に支障が生じることがないように、委託業務を履行するために必要な情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、委託業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 受注者は、委託業務を履行するに当たって、情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん又は盗難の防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (管理体制の整備等)

**第4条** 受注者は、情報の適正な管理を実施する者として総括責任者を選定して、情報の管理体制を整備するとともに、前条第3項の措置の実施及び情報の具体的な取扱いの内容に関する規程を策定しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により管理体制を整備したときは、その内容を書面により、速やかに、発注者に報告しなければならない。管理体制を変更するときも同様とする。

3 受注者は、情報処理業務を行う場所、情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災及び防犯のための対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

**(従事者の監督)**

**第5条** 受注者は、受注者の総括責任者に、受注者の従業員その他委託業務に従事する者（以下これらを「従事者」という。）が委託業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないよう、及び委託業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行わせなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(教育の実施)**

**第6条** 受注者は、受注者の総括責任者及び従事者に対し、委託業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

**(作業場所及び従事者の届出)**

**第7条** 受注者は、委託業務に関する仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において、当該作業場所を定めたときは、その旨を書面により、速やかに、発注者に届け出なければならない。作業場所を変更するときも同様とする。

2 受注者は、委託業務を履行するに当たって、作業場所ごとに従事者が所属する部署名（特定個人情報を取り扱う場合にあっては、従事者が所属する部署名並びに従事者の氏名及び役職）その他必要な事項を書面により、速やかに、発注者に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。

**(収集の制限)**

**第8条** 受注者は、委託業務を履行するに当たって情報を収集するときは、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

**(目的外利用及び第三者への提供の禁止)**

**第9条** 受注者は、委託業務に関して知り得た情報を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

**(複写及び複製の禁止)**

**第10条** 受注者は、委託業務に関する重要情報が記載され、又は記録された文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成されたものを含む。以下「重要情報記載文書」という。）を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

**(重要情報の管理)**

**第11条** 受注者は、委託業務に関する重要情報を安全に管理するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報記載文書を所定の作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならないときは、発注者の承諾を得た上で行き、持出しの状況に関する記録を作成し、確実に重要情報記載文書を保管すること。
- (2) 重要情報記載文書が第三者の利用に供されることのないよう、施錠できる場所で管理すること。
- (3) 重要情報が格納された電子計算機又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施した上で、施錠できる場所で管理すること。

- (4) 重要情報の格納又は処理を行うに当たって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電磁的記録媒体を使用しないこと。
- (5) 重要情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

#### (再委託先の監督等)

**第12条** 受注者は、委託業務に関して重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合には、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、再委託先における前項の業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の再委託を行う場合には、再委託契約において、再委託先が契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、第2項の再委託を行った場合には、再委託先による同項の業務の履行を監督するとともに、発注者の求めに応じて、履行の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先に対し、発注者の書面による事前の承諾なくして、重要情報の更なる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 前各項の規定は、前項の規定による発注者の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

#### (提供文書等の返還及び廃棄等)

**第13条** 受注者は、重要情報記載文書を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に定める方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又は当該ファイルが格納された電磁的記録媒体の廃棄等を発注者が指示したときは、受注者は、当該電磁的記録媒体から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、発注者は、職員による立会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、受注者が受注者の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を発注者が指示したときは、受注者は、当該電子計算機から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、発注者は、職員による立会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

#### (報告及び検査)

**第14条** 発注者は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、受注者に対し、委託業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務である情報処理業

務を行う場所、情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

- 3 受注者は、発注者から前2項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

**(事故発生時等における報告等)**

**第15条** 受注者は、発注者の提供した情報並びに受注者、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん、盗難、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4) 発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

- 3 受注者は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

**(契約の解除及び損害の賠償)**

**第16条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対してこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損、紛失又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(趣旨)

第1条 この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）は、契約約款の特記事項として、本市の個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）の契約に関する個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び名張市情報セキュリティに関する規程（令和4年名張市規程第4号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 委託業務 この契約による業務をいう。

(2) 個人情報保護責任者 委託業務による個人情報の取扱いの責任者をいう。

(3) 作業従事者 委託業務に従事する者をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により発注者から業務を受託し、個人情報を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、法、番号法、名張市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第16号。以下「条例」という。）、その他関係法令及び名張市セキュリティポリシーを遵守し、委託業務を通じて知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、発注者の業務に支障が生じることがないように、委託業務を履行するために必要な個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を発注者の承諾なしに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん又は盗難の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正処理等)

第4条 受注者は、委託業務を履行するために利用する個人情報について、次の各号の定めるところにより、適正に処理及び管理を行わなければならない。

(1) 個人情報の受渡しは、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、受注者が個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出すること。

(2) 個人情報の保管場所には、安全かつ厳重に格納できるよう必要な措置を講ずること。

(3) 委託業務の処理に関連する施設については、入退室管理の措置を講ずるとともに、個人情報の管理に関し安全を確保するための措置を講ずること。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(責任体制の整備等)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、そ

の体制を維持しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者を定め、書面により契約から7日以内に発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

(監督及び教育の実施)

第6条 受注者は、委託業務の適切な履行について、個人情報保護責任者及び作業従事者を管理・監督しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、書面により発注者に報告しなければならない。作業場所及び移送方法を変更するときも同様とする。

2 受注者は、発注者の業務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

3 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対し、作業場所に私物を持ち込み、個人情報を扱う作業を行わせてはならない。

(収集の制限)

第8条 受注者は、委託業務を履行するに当たって個人情報を収集するときは、その目的を明確にするとともに、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 受注者は、委託業務を履行するために個人情報を収集するときは、発注者が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 受注者は、委託業務に関する一切の個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止等)

第11条 受注者は、発注者が指示した場合を除き、個人情報を所定の作業場所以外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、委託業務に関して個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が承諾した場合を除

き、第三者に取り扱わせてはならない。また、発注者の承諾を得て、受注者が個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、再委託の受注者は、本特記事項に基づき必要な措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、個人情報を取り扱う業務を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して前項の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- (6) 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- (7) 再委託先の監督方法
- (8) その他発注者が必要と認める事項

3 受注者は、個人情報を取り扱う業務の再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託先の責任体制等
- (5) 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- (6) その他発注者が必要と認める事項

4 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、個人情報を取り扱う業務の再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託先との契約内容にかかわらず、発注者に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 受注者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第13条 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に定める一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第14条 受注者は、委託業務を履行するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、業務完了後、発注者の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報を廃棄する場合、その記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判

読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 受注者は、個人情報廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、個人情報保護責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第15条 受注者は、発注者から委託業務に関する個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第16条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又は委託業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 受注者は、発注者から前2項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 受注者は、委託業務に関する個人情報について、火災その他の災害、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん、盗難、破壊、不正な利用その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 受注者は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

4 受注者は、発注者と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対してこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損、紛失又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。